

	現行制度内で可能な取り組み	日弁連の取り組み	制度改正を含めた今後の課題
1	ひとり親家庭の貧困解消のため、養育費の履行確保の取り組みが重要 同時に公的扶養の充実も必要(不払いの理由には支払義務者の貧困も多い)		
2	<b>養育費履行確保のために検討されるべきこと</b> (1) 養育費支払義務の啓発 (2) 債務名義を含む合意形成 (3) 合意内容の適正確保 (4) 履行確保 広い意味での任意の履行 (5) 履行の強制		
3	<b>具体的に検討するにあたって確認すべき一般金銭債権とは異なる養育費の性格</b> (1) 子どもの命と健康、成長・発達に不可欠な重大な債権である (2) これを支える親の義務は絶対的ともいえる (3) そのための特別な扱いがなされている 差押禁止(一身専属 民法881条) 差押範囲の拡大(民執法152条3項) 将来債権の差押可能(民執法151条) 間接強制も利用可能((民執法167条の15)) 財産開示制度の充実((民執法206条)) 非免責債権(破産法253条1項4号ハ) (4) 長期にわたるものが多い(期限の利益喪失の概念がない) (5) 子の成長、親の状況によって変動する 養育費債権のもつ特殊性や多様性、さらにはそれに伴う両親の紛争が子と両親の間に様々な影響を及ぼすことを考えて、子の立場も考慮した適切な支援をする必要があり、そのためには、弁護士はもとより様々な分野の専門家も取り込んだ支援組織が必要となる。		
4	<b>現行法下で考えられる対策</b> (1) <b>養育費支払い義務の啓発</b> ・離婚前の親への啓発～離婚を考えている人への相談・講座 ～専門相談員の配置 ・社会教育の中に取り入れる 離婚講座はもちろんであるが、一般的に家庭問題や子どもの問題の受講者は女性が多い 支払義務者となる可能性が高い男性向け講座・子どもの権利や虐待問題の講座にも入れる等 支払い確保のために面会交流(民法766条1項)の実施は意味があるが、子の福祉のためにはそれぞれ独自に重要であることの確認(面会交流の不実施は不払いの抗弁にはならない) ・各種届出用紙配布時の啓発～アクセスしやすい情報提供 離婚届のみならず、氏の変更に伴う入籍届や養子縁組・離縁届などが関与する可能性のあるもの ・先駆的事業・モデル事業への補助金制度	20040319・養育費支払確保のための意見書 20131121・養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書 20161115・養育費・婚姻費用算定の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言 20180303シンポジウム養育費の履行確保のための今取り組むべき課題	非親権者・非監護親を含めた未成熟子に対する親の養育義務の明確化 (婚外子を含む)
	(2) <b>債務名義を含む合意形成～司法的関与の重要性1</b> ・調停・裁判離婚ではかなり徹底している 但し、支払義務者の収入が分からないと決められず、任意開示待ちで時間がかかることが多い 行政への調査囑託(民訴法186条)を1回目から行う(1回目に開示がない場合)ことと(家事法62条)、自治体は速やかに開示することとする ・相談体制の充実～専門相談員の配置・法テラスの無料相談回数制限緩和 支払義務者にも対応 自治体内弁護士の活用 ・協議離婚の際にどう関与するか ・公正証書作成を含む書類作成費用支援←案の作成に支援が必要 ・請求手続きの簡素化、迅速化～即決和解のような迅速な調停制度(新たな制度を作らなくても、申立時の受付で振分けできるのではないか) ・法テラス利用の場合、養育費部分の報酬につき償還免除(法テラスに対する予算規模の拡大が必須)	福岡県の例 福岡県の事業として養育費110番を実施、月2回2人の弁護士で電話相談を受けている、弁護士は登録研修を受けた弁護士から選任 弁護士相談クーポン配布、弁護士会法律相談センターで1時間無料相談ができる 福岡市 ひとり親家庭支援センターでの弁護士相談 弁護士会ADR 現在は離婚の付帯請求として受任することが多く法テラス利用では特別な着手金はない、報酬は原則2年分10%の都度払い	協議離婚の条件とすると、例外規定が必要(DV・虐待など)だが、例外規定に該当するか否かの判断を誰が行うか。迅速性が失われる  養育費取り決め届け出制度(それ自体債務名義とはならないが支払命令の申立可能) (内容の適性を保つための担保が必要・DVケースなどはどうするか) 当事者の合意に関する認証－債務名義化(双方弁護士が関与した者に限ってもよい)

<ul style="list-style-type: none"> <li>権利者・義務者共に、養育費の合意をし支払うこと、受けることのインセンティブを高める必要がある(生保の場合、面会交流とセットにしない、扶養控除など)</li> <li>権利者、義務者共にインセンティブが必要</li> </ul> <p>権利者が生活保護の場合、養育費を受け取っても保護費から引かれるだけなので合意形成の意欲をそぐし、生保からの自立の際、養育費の合意がないことが障害になる(そもそも義務者も貧困の場合はあまり影響ないが、DVケースなどでは一時避難後生活保護を受けるケースがよくみられる)</p> <p>扶養控除制度の再検討 養育費を決めるとき扶養控除をどうするかでもめることがある</p>		<p>収入認定の際、養育費全額ではなく、一定割合とする(児童扶養手当の場合参考、また生保でも働いた場合の収入では一定の控除が行われている)</p> <p>現在は婚姻中の場合を含め、一人にしか認められていないことの際検討 一定の条件の元支払義務者に扶養控除を認める場合、児童扶養手当と連動させない措置が必要、婚姻中の親の扶養控除と調整も必要</p>
<p><b>(3) 合意内容の適正の確保～司法的関与の重要性2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離婚の合意を急ぐあまり、低額の養育費の合意が見られる</li> <li>公正証書作成のみならず、合意形成のための弁護士費用への支援も必要(上記のとおり)</li> <li>養育費・婚姻費用算定表・日弁連の提案の検討</li> </ul> <p>裁判所の目安は最低限の義務であることの徹底</p> <p>簡易な計算ソフトの開発(現在の算定表は幅があり、当事者間では下限になることも多い)</p> <p>4人以上、18歳以上、再婚で前婚・後婚の子がいる場合などの解説・計算を容易にする</p> <p>迅速を謳うADRや保証会社の合意形成サービスでは内容の適性が確保されない恐れがある</p>	<p>新算定表の作成・提言 日弁連eラーニング 「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」とその活用①②、各単位会、ブロック単位の研修会 日弁連eラーニング:養育費・婚姻費用の算定方式・算定表の仕組みと諸事情がある場合の対応</p> <p>家裁との協議会、自治体職員、FPIC、調停委員等との研修会</p> <p>有志弁護士による自動計算ソフトの公開 弁護士会ADR</p>	<p>離婚時以外の合意形成のための支援員(各国の養育費に関する専門機関参考)</p> <p>韓国では履行管理院法律援助部と大韓法律救助公団が支援</p> <p>司法の民主化という観点からは、裁判官のみの司法ではないので、算定表も裁判官のみが決めるのではなく公民が参加することが十世という認識があり裁判官以外の専門家が参加、+国民陪審裁判での検証</p> <p>3年に一度の公国民生活基礎調査にあわせて定期的改訂</p>
<p><b>(4) 履行確保 広い意味での任意の履行</b></p> <p>裁判所の履行勧告の充実(家事法289条)</p> <p>給与所得者の場合、給与からの直接支払(天引き・保険料のようなもの)を認める・労使協定でできるものに加える</p> <p>給与振込口座からの自動送金制度の活用</p>	<p>どういう形であれば気持ちよく義務者に払ってもらえるのかということも考える。たとえば、子どもの情報提供。</p>	<p>韓国のモニタリング制度</p> <p>履行状況の確認と督促</p> <p>義務者への無利子の貸付制度(国からの支援)←強制はできない</p>
<p><b>(5) 履行の強制</b></p> <p>費用対効果～迅速・安価(無償)で養育費を確保する必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務名義があり執行先が判明している場合は費用を低減化できるかが問題</li> <li>裁判所における書式の充実でかなり緩和できるのではないか</li> <li>法テラス利用の場合の報酬につき償還免除</li> <li>債務名義がない場合～合意形成支援の項参照</li> <li>執行先不明の場合(自営業や転職者で収入源不確知の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>民事執行法の改正が行われたが、かなり手間のかかる制度で効果は不明</li> <li>行政との連携・司法が直接行政のシステムにアクセスするのではなく行政から情報提供を容易にする</li> </ul> </li> <li>権利者が生活保護受給の場合、扶養義務者に保護費の請求(生活保護法77条)、但し、DVケースなどでは所在自治体による請求には危険が伴うので慎重が必要</li> <li>自治体による立替払い制度-公金回収システム(明石市の例、自治体内弁護士の活用)</li> <li>現在の保証会社の利用の問題点 <ul style="list-style-type: none"> <li>費用が高くしかも保証期間が短い</li> <li>保証の必要が高い不安定雇用や自営業の義務者も保証されるのか(不履行の際の更新可能か)</li> <li>DV被害者への配慮がなされているか</li> <li>保証期間終了後の履行確保は望めないのではないか(強制執行されれば並行しての支払いは無理、意欲もわかない)</li> <li>保証会社が安定的に継続するためには安定履行時の保証料が不可欠</li> <li>→結局費用が高い結果となるのではないか</li> <li>保証会社が経営に行き詰ったときの担保がない</li> <li>弁護士法違反の可能性もある</li> </ul> </li> </ul>	<p>法テラスを利用した強制執行 eラーニング:民事執行法等の改正と家事事件実務～子の引渡し、第三者からの情報取得手続、財産開示手続ほか</p> <p>財産開示制度、第三者情報開示制度の活用・研修</p> <p>各地で裁判所との協議</p>	<p>養育費債権の履行確保に特化した法制度の整備</p> <p>子の生活困難に対処する一立て替え払い制度の導入</p> <p>義務者の住所・職業情報-情報収集・開示のシステム</p> <p>義務者に対する履行のインセンティブ(心理的・経済的)</p> <p>「養育費支払命令制度」、「養育費立替払い制度」</p> <p>義務者の住所、勤務先、所得(資産)に関する情報開示制度</p> <p>給与天引き等直接強制できる制度</p> <p>韓国の財産開明示制度・財産照会制度参考(民事執行法)</p> <p>養育費直接支払い命令(源泉徴収者から直接支払いを受ける)(家事訴訟法)</p> <p>担保提供命令、一時金支払い命令(家事訴訟法)</p>
<p>⇒抜本的な制度改革が必要</p> <p>養育費の取り決めから履行確保に至るまで、権利者・義務者の状況(主には収入)に見合った額の決定とその額全額が義務者の手元に渡されることが重要</p> <p>そのためには専門的公的機関による援助が不可欠</p>		<p>養育費履行管理院</p> <p>履行院の法律援助部と法律救助公団で債務名義獲得の支援</p> <p>国・自治体が立替払いした際に求償手続を行う機関の法定(サービサーも否定しないが適性の担保が必要)</p>

※本資料の内容は日弁連内の関連委員会でのこれまでの検討及び原田の経験に基づく意見であり、日弁連全体の承認を得ているものではありません。